

<G8 ドーヴィル・サミットにおける原子力安全と核不拡散等に関する議論>

今年で 37 回目となる G8 サミットは、5 月 26 日-27 日フランス北西部のリゾート地ドーヴィルで開催され、日本からは菅総理大臣が出席した。

今回のサミットでは、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電の安全性が主要議題の 1 つとして取り上げられることになり、会議の冒頭に議長であるフランスのサルコジ大統領に発言を求められ、菅総理大臣が発言を行った。この中で菅総理大臣は、東日本大震災に対する世界からの支援について深い感謝の意を示し、そのうえで事故の教訓を国際社会と共有し、IAEA と連携するなどして、「最高水準の原子力の安全」を実現する決意を表明した。さらに日本のエネルギー政策について、エネルギー基本計画を見直すことを発表した。これまでの「原子力エネルギー」と「化石エネルギー」という 2 本の柱に「自然エネルギー」と「省エネルギー」という 2 本の柱を加え、「エネルギーの未来を拓く 4 つの挑戦」として、安全性の向上（原子力）、環境への負荷の削減（化石燃料）、実用性の拡大（再生可能エネルギー）、可能性の限りない追及（省エネルギー）を挙げ、特に再生エネルギーの割合については、西暦 2020 年代のできるだけ早い時期に、電力量に占める割合が現在の 9% から少なくとも 20% を超える水準となるよう、大胆な技術革新に取り組むなどの方針を表明した。

本サミットでは、G8 ドーヴィル・サミット首脳宣言 自由及び民主主義のための新たなコミットメント（以下、「首脳宣言」）、アラブの春に関する G8 宣言、G8 アフリカ共同宣言が採択された。核不拡散や原子力安全に関する記述は、首脳宣言に含まれており、以下では、項目ごとにどのような内容が含まれているかについて詳述する。

【首脳宣言 原子力安全・原子力平和利用・核不拡散関係ポイント】

1. 原子力安全（首脳宣言「IV. 原子力安全」）

- ・日本による福島関連情報の説明を歓迎、原子力発電に関しては、安全性の再評価が常に必要であることを確認
- ・原子力エネルギーの活用には国毎に異なったアプローチがあるが、最高水準の安全性の確立に向け共同で取り組むことが必要。原子力安全分野における国際協力は原子力に関する安全文化の世界的な強化、透明性の向上に寄与
- ・世界的な原子力安全の向上における IAEA の役割を認識し、IAEA の下で採択された国際条約（原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約）を批准していない国々に対し、批准することを強く要請。また、原子力の安全に関する条約、原子力事故の早期通報に関する条約を強化
- ・IAEA が安全面においても重要な役割を果たすことについての確認と、6 月 20～24 日に IAEA が主催する原子力安全に関する閣僚級の国際会議についての期待を表明。新規原子力発電導入国において、安全対策がとられることに対する必要性と合わせて安全文化の浸透の重要性を認識

2. 中東（首脳宣言「VII. 平和と安全保障」）

- ・ 2010年のNPT運用検討会議で開催が合意された、2012年に予定されている中東非大量破壊兵器地帯に関する会議の開催について言及
- ・ シリアに対して、義務の履行、IAEAに対する十分な協力、懸案事項を明らかにする観点から情報の提供やアクセスについてのIAEA事務局長の要求に応えることを強く要請

3. 核不拡散、核軍縮（首脳宣言「VII. 平和と安全保障」）

- ・ 核兵器のない世界に向け、NPTの3本柱（核不拡散、原子力の平和利用、核軍縮）に基づいた国際的な核不拡散体制の維持及び強化についてのコミットメントについて言及、その上で、国連とIAEAが果たす役割を支持し、包括的保障措置協定及び追加議定書は一体となって普遍的に受け入れられる国際的な検認基準を構成するとし、これらの署名・批准を呼びかけ。
- ・ イランが国連安全保障理事会決議及びIAEA理事会決議の要求を遵守していないことは最大の懸念材料。また、イランにおけるすべての核物質が平和的活動に関するものであると結論できないことを示したIAEAの最近の報告に深い懸念を有する。イランの行動次第で我々はデュアル・トラック・アプローチ¹に従い、追加的措置の必要性について決定する。
- ・ 2002年のカナナスキス・サミットで発表、開始された大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（以下、「G8グローバル・パートナーシップ」）については、10年間の具体的な業績及び重要な成果を歓迎するとし、昨年のムスコカ・サミットで表明された重点分野に基づき、このG8グローバル・パートナーシップを2012年以降も継続することに合意
- ・ 北朝鮮に関しては、休戦協定及び南北間の合意に係る挑発的な行動、国連安保理決議第1718号及び1874号に違反する核及びミサイル開発計画の継続並びにウラン濃縮計画及び軽水炉建設活動を非難し、すべての核計画及び弾道ミサイル計画について安全、検証可能な、かつ不可逆的な放棄を含む国際的義務に従い、また拉致問題を含む人道上の懸念に対応するよう要請
- ・ 米国とロシアによる新START（戦略兵器削減条約）の批准及び発効を歓迎。FMCT（兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の実質的な交渉開始を求め、G8の核兵器国による兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム発表への支持を表明。CTBT（包括的核実験禁止条約）の早期発効を呼びかけ、発効までの間、全ての国が核実験モラトリアムを堅持するよう要請

4. 原子力の平和利用（首脳宣言「VII. 平和と安全保障」）

- ・ 専門家達に対し、技術の平和的利用から得られる便益への公平かつ責任あるアクセスを確保する方法を探究し、次回サミットまでに報告するよう要請、特に途上国のために、NPT上の義務と整合的な形で、原子力平和利用のための資機材並びに科学的・技術

¹ 制裁強化を協議しつつイランとの対話も進めるという二重路線。「対話」と「圧力」のデュアルトラックで、イランが適切に対応すれば、制裁は回避するという前提で、イランとの対話の可能性を残しつつ、制裁を強化するというアプローチ。

的情報の交換を支援、供給国グループ²の手續及び目的と合う方法で、責任ある利害関係国に対して供給国グループを拡大することを検討する。不拡散に関し、ラクイラサミットでの不拡散声明パラグラフ8のコミットメント³を改めて表明

【今回の G8 サミットの評価、分析】

○原子力安全

今回のサミットでは原子力安全が優先的課題として取り上げられた。このことは、合意文書の中で、「原子力安全」が、「世界経済」や「平和と安全保障」と同じ位置付けを有する大項目として扱われ、11 パラグラフが割かれていることに示されている。1986 年の東京サミットでは、「チェルノブイリ原子力事故の諸影響に関する声明」が採択されたが、この中で述べられている、「原子力に関する緊急事態もしくは事故に際して報告及び情報交換をその加盟国に義務付ける国際協定の検討」は、実際に 1986 年 9 月の「原子力事故の早期通報に関する条約」の採択という形で実現しており、今回のサミットの声明の中で述べられている、「原子力の安全に関する条約、原子力事故の早期通報に関する条約の強化」も今後、IAEA の場での議論が行われていく可能性が高い。

今後の原子力の安全に関する国際会議に関して、菅総理大臣は 26 日、G8 サミット冒頭に行われたワーキングランチで、福島第一原子力発電所事故の教訓を共有する取り組みの一環として、原子力安全問題を話し合う国際会議を来年後半に、IAEA と協力し日本で開催したい旨を表明した⁴。また、国連は、原子力安全や核セキュリティに関する首脳級特別会合を、今年 9 月 22 日に開催する旨を発表した⁵。2012 年にソウルで開催される核セキュリティサミットにおいても、原子力安全が取り上げられる予定であり、原子力安全と核セキュリティの強化を合わせて推進しようとする動きが強まることが想定される。

ムスコカ・サミットの際、原子力発電が、二酸化炭素削減の有効な手段ということが確認されたが、今回の福島第一原子力発電所事故を受け、今回のサミットでは、各国が段階的導入または廃止を含めて各国は様々なアプローチを有しうることについて確認された。これは、フランス、ロシア、米国等は、原子力発電を今後も推進していく方針であるのに対し、ドイツは原子力発電を段階的に停止する政策を表明、イタリアは原子力発電の再導入の 1 年間のモラトリアムを表明するなど、事故後の原子力発電に対するアプローチには参加国によって違いがあることに配慮した内容となっている。

² ここでいう供給国グループには、原子力供給国グループ (NSG) だけでなく、化学兵器、生物兵器関連の資機材の移転を規制するオーストラリアグループ等も含まれるものと考えられる。

³ 2008 年 11 月に合意された、いわゆる「クリーンテキスト」を今後 1 年間履行するとの合意を意味する。「クリーンテキスト」は一定のクライテリアを満たした国に対してのみ、濃縮、再処理に関する設備、技術の移転を認める、いわゆるクライテリアベーストアプローチを含む。

⁴ 外務省 HP 菅総理の冒頭発言

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/deauville11/g8_sk_hatsugen.html

⁵ United Nations News Centre

<http://www.update.un.org/ga/president/62/news/news.asp?NewsID=38448>

○核不拡散・核軍縮

機微技術移転に関するクライテリアベーストアプローチについてのラクイラサミットでの声明パラグラフ8へのコミットメントがムスコカ・サミットに引き続き表明された。NSGで合意に達していない事項につき、機微技術の保有国を含むG8において先行的に履行する点で意義があるが、中国等、G8に参加していない機微技術の保有国を含むNSGの今年の総会において合意が得られるか否かが注目される。

2002年のカナナスキス・サミットで発表、開始されたG8グローバル・パートナーシップについては、2012年以降も継続することが合意されたが、これまでの実績の検証と合わせて、対象国の拡大、追加的な資金の確保が今後の焦点となる。

今回の首脳宣言では包括的保障措置協定及び追加議定書が、普遍的に受け入れられるべき基準である旨が述べられている。2010年のNPT運用検討会議では、米国等の原子力先進国は同様の文言を盛り込むべきことを主張したが、非同盟運動(NAM)諸国の反対により取り入れられなかった経緯がある。このことは、先進国で構成されるG8の場で核不拡散強化の合意がより受け入れられやすいことを示している。

またFMCTについては、交渉開始への要請とともに、兵器用核分裂性物質の生産停止への支持が言及されているが、前者についてはパキスタンの反対をいかに克服するか、あるいは軍縮会議とは別の場における交渉のオプションを選択するか、後者については、生産停止を宣言していない中国、インド、パキスタンに対し、いかにモラトリアムを受け入れさせるかが焦点となる。

2012年中東非大量破壊兵器地帯に関する会議の開催についての言及があったことに関し、G8の国の中においても、イスラエルを含む中東に対しての態度は一様とは言えないが、今回のサミットでこの地域においては、イラン、シリアに対する懸念が個別に表明された。

特にシリアに関しては、2008年の査察受け入れ以降、IAEAの情報提供の要請にこたえていない状況とされるが、首脳宣言が出されてから間もなく、シリアはIAEAの事務局長宛にIAEAに対し全面的に協力するとの意向を示したと報道されている⁶。今回のシリアの対応はIAEA理事会において国連安保理に付託する決議が採択されることを回避するための対応とも見ることができる。シリアが全面的に協力するとの意向表明通りに対応するかについて、また、このように査察の受け入れや情報提供について十分協力してこなかったシリアに対して、現在開催中の6月のIAEA理事会でどのような決定がなされるのかが注目される。

(参考)

・G20-G8 France 2011

<http://www.g20-g8.com/g8-g20/g8/english/live/news/renewed-commitment-for-freedom-and-democracy.1314.html>

・外務省 2011 ドーヴィル会議

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/deauville11/index.html>

⁶ ロイター通信

<http://jp.reuters.com/article/worldNews/idJPJAPAN-21431720110530>